

金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現行
<p>Ⅲ－２－１８ みなし電子決済等代行業者に関する監督指針の準用 金融サービス提供法第 18 条第 1 項の規定に基づき電子決済等代行業を行う者については、主要行等向けの総合的な監督指針（以下「主要行等監督指針」という）Ⅹ－１からⅩ－５までの規定を準用する。</p>	<p>Ⅲ－２－１８ みなし電子決済等代行業者に関する監督指針の準用 金融サービス提供法第 18 条第 1 項の規定に基づき電子決済等代行業を行う者については、主要行等向けの総合的な監督指針（以下「主要行等監督指針」という）Ⅸ－１からⅨ－５までの規定を準用する。</p>